

さくら市社会福祉協議会福祉施設積立金管理運用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、旧社会福祉法人氏家町社会福祉協議会が将来の福祉施設建設に伴い積み立てた福祉プラザ（仮称）建設積立金（以下「積立金」という。）の運用並びに社会福祉法人さくら市社会福祉協議会（以下「さくら市社協」という。）における福祉施設積立金の募集等について必要な事項を定めるものとする。

(管理)

第2条 積立金は、金融機関への預金その他最も確実、かつ、有利な方法により管理しなければならない。

2 積立金は、必要に応じ最も確実、かつ、有利な有価証券に替えることができる。

(積立金の募集)

第3条 さくら市社協が新規に積立金を募集する時期は、地方自治法第2条第4項に定める基本構想のなかで、さくら市振興計画（仮称）により福祉プラザ等の福祉施設の設立が計画され、さくら市議会において議決された時期以降とする。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、福祉施設積立金の募集等に関して必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。